

# 地域再生計画認定申請マニュアル

## ( 各 論 )

### 注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

令和3年12月24日

内閣府 地方創生推進事務局

- ア. 常時雇用者数が2人以上であること（注1）
- イ. 同一の認定地域再生計画に基づく地方公共団体の確認を受けた会社が他にないこと（1計画1社要件）
- ウ. 小さな拠点の形成に資する事業を専ら行う株式会社であること
- エ. 中小企業者であること
- オ. 設立10年未満であること
- カ. 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること（ただし、株式会社の設立初年度を除く。）
- キ. 特定の株主グループ（3/10以上株式を保有している株主グループ）以外からの投資を、1/6以上取り入れていること（ただし、特定の株主グループで5/10を超えているものがある場合、そのグループの保有割合が5/6を超えていなければ対象）
- ク. 非上場会社、非店頭登録会社であること
- ケ. 大規模法人の子会社ではないこと
- コ. 性風俗関連特殊営業を行うものではないこと

（注1）同一の認定地域再生計画において既に③3）ウの確認を受けたことのある株式会社については、次の追加要件を満たす必要があります。

- サ. 常時雇用者数が認定地方公共団体の初回の確認日の常時雇用者数以上であること
- シ. 常時雇用者数が前事業年度より2人（商業・サービス業を行う株式会社では1人）以上増加していること（ただし、認定地方公共団体の初回の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用する。）

※ 「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合をいいます。具体的には、  
 （ア）期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合  
 （イ）一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が反復更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合  
 （ウ）日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同等と認められる場合  
 が挙げられます。したがって、パートタイム労働者であっても上記のような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。

#### 4) 対象となる出資者の要件（租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項）

次に掲げる者については、課税の特例が適用されません（租税特別措置法第41条の19第1項、租税特別措置法施行令第26条の28の3第1項、租税特別措置法施行規則第19条の11第4項）。次に該当しない個人は、地域住民に限らず対象となります。